

江府町告示第1号

平成25年1月11日

江府町長 竹内敏朗

第1回江府町議会臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 平成25年1月18日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

1. 江府町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について
2. 江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
3. 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

---

○開会日に応招した議員

三輪英男

宇田川 潔

川上富夫

日野尾 優

上原二郎

越峠恵美子

長岡邦一

田中幹啓

川端雄勇

森田 智

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

第1回 江府町議会臨時会会議録（第1日）

平成25年1月18日（水曜日）

---

議事日程

平成25年1月18日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 江府町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について  
日程第4 議案第2号 江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第5 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 

出席議員（10名）

1番 三輪英男	2番 宇田川 潔	3番 川上富夫
4番 日野尾 優	5番 上原二郎	6番 越峠 恵美子
7番 長岡邦一	8番 田中幹啓	9番 川端雄勇
10番 森田 智		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ————— 梅 林 茂 樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 —————	竹 内 敏 朗	副町長 —————	宮 本 正 啓
教育長 —————	加 藤 泰 巨	総務課長 —————	影 山 久 志
町民生活課長 —————	西 田 哲	企画政策課長 —————	矢 下 慎 二
福祉保健課長 —————	本 高 善 久	建設課長 —————	下 垣 吉 正

農林課長 ————— 瀬 島 明 正      産業振興課長 ————— 奥 田 慎 也  
奥大山スキー場管理課長   岡 田 雄 成      会計管理者 ————— 森 田 哲 也  
教育振興課長 ————— 山 川 浩 市

---

#### 午前10時00分開会

○議長（日野尾 優君） 本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、平成25年第1回江府町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、今期臨時会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（日野尾 優君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、7番、長岡邦一議員、8番、田中幹啓議員の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（日野尾 優君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議案第1号 から 日程第5 議案第3号

○議長（日野尾 優君） 日程第3、議案第1号、江府町営住宅等整備の基準に関する条例の制定についてから日程第5、議案第3号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまで以上3議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 本臨時議会に提出いたしております要旨の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず議案第1号でございます。江府町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について。

本案は、公営住宅法の改正に伴い、町営住宅等整備の基準について、市町村で定めることとなったため新たに制定いたすものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第2号、江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、公営住宅法の改正に伴い、町営住宅入居者の資格を市町村の条例で定めることとなったため、条例の一部を改正いたすものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

次に議案第3号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

本案は、江府町御机・下蚊屋辺地において、公共的施設の総合整備計画の一部を変更するものであり、このたび県との協議が終了いたしましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（日野尾 優君） 日程に従い、議案第1号から議案第3号まで、順次、所管課長より議案の詳細説明を求めます。

西田町民生活課長。

○町民生活課長（西田 哲君） 失礼いたします。議案第1号、江府町営住宅等整備の基準に関する条例の制定についてご説明いたします。1枚おはぐりいただきたいと思います。江府町営住宅等整備の基準に関する条例。本案は、公営住宅法の改正により町営住宅等整備の基準に関する条例を市町村の条例で定めることとなったため、制定いたすものであります。

第1条といたしまして、この条例は公営住宅法第5条第1項及び第2項の規定に基づき、本町における町営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定めるものです。以下第2章で敷地の基準、2ページでは、第3章として町営住宅の基準を定めています。4ページをお願いします。附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、この条例の施行前に整備された町営住宅等については、この条例の規定にかかわらずなお従前の例によるものです。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号、江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。1枚おはぐりいただきたいと思います。江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、公営住宅法の改正により町営住宅入居者の資格等を市町村の条例で定めることとなったため改正いたすものです。第6条、入居者の資格であります。改正前の2号イの下から2行目の第6条第4項は、改正後の（イ）から2ページ（へ）までに入居者の資格を詳細に定めるものです。

次に1ページ改正前の一番下の行で旧令第6条第5項第1号に規定する金額は、改正後の2号イの21万4,000円であります。

2ページをお願いします。改正前の旧令第6条第5項第2号に規定する金額は改正後の21万4,000円であります。

改正前の旧令第6条第5項第3号に規定する金額は、改正後の15万8,000円であります。

改正後の2項には、前項に規定する障害のある者とは、次の各号のいずれかに該当する者として明記しております。

3ページをお願いします。改正前の2項を3項とし、前項を第1項に変更するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 矢下企画政策課長。

○企画政策課長（矢下 慎二君） 失礼いたします。議案第3号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。1枚おはぐりいただきたいと思います。本案は、平成23年度から25年度までの3年間の公共的施設の整備計画の中の大山第2広域農道改良事業の事業量を変更するもので、事業費を55万円増加するのに合わせて、辺地対策事業債予定額を50万円増額するものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう宜しく願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

これから 議案に対する質疑を行います。質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第3、議案第1号、江府町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について。

議案第1号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第1号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第2号、江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第2号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第2号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第3号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

議案第3号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（日野尾 優君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、本臨時会はこれをもち閉会といたします。どうも御苦労さまでした。

午前 10 時 10 分閉会

---